

平成28年度母子保健対策関係予算概算要求の概要



厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

(平成27年度予算) (平成28年度概算要求)
37,078百万円 → 38,124百万円

1 母子保健医療対策の強化

15,091百万円 → 15,713百万円

～地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化～

【一部推進枠1,076百万円】

(1) 妊娠・出産包括支援事業の展開【一部推進枠】

子育て世代包括支援センター※を核とし、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う「産後ケア事業」などを地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の構築を図る。

※子育て世代包括支援センターについては、内閣府予算において要求。

(2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用等の助成を行う。

(3) 生涯を通じた女性の健康支援事業の実施

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）等を重視しつつ、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育の実施、不妊・不育症及び思春期、妊娠・出産、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた課題に対応するための相談体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

また、HTLV-1母子感染予防対策の推進を図る。

(4) 子どもの心の診療ネットワーク事業の実施

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

2 慢性的な疾病を抱える児童などへの支援

17,457百万円 → 17,668百万円

(1) 小児慢性特定疾病医療費

長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要する疾病（小児慢性特定疾病）にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。

(2) 小児慢性特定疾病児童等の自立へ向けた支援

幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。

(3) 小児慢性特定疾病児童成人移行期医療支援モデル事業

小児慢性特定疾病児童の成人期移行過程での医療については、患児の成長・発達を踏まえ、また、個々の疾病の状態の変化に合わせた医療が必要であり、この移行期医療の提供体制の整備が重要な課題である。

このため、小児と成人に対する医療が異なる疾病領域を対象とし、移行期医療を円滑に進めるためのツール等の開発、研修、実証をパッケージ化し、移行期医療の提供モデルを構築し、その提供体制の整備を促進する。

(4) 小児慢性特定疾病登録管理データ運用事業の実施

小児慢性特定疾病の患児データベースの構築について、医師が直接入力するシステムから集約したデータを精査、集約する。

また、当該データを研究者や企業等へ提供可能な仕組みを構築するとともに、必要な情報をポータルサイトに掲載し、小児慢性特定疾病に関する情報の一元化を図る。

(5) 小児慢性特定疾病指定医育成事業

小児慢性特定疾病指定医は、学会が認定する専門医を取得していること又は都道府県等が実施する研修を受けていることを要件とする。このため、本事業によりその研修を実施し、小児慢性特定疾病の診断が適切に行われる体制を整備する。

(6) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施等

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図る。

また、小児慢性特定疾病医療費助成の対象疾病の拡大を踏まえ、必要な日常生活用具の追加を検討する。

その他、慢性疾病児童等地域支援協議会運営費及び都道府県、指定都市、中核市に対する小児慢性特定疾病医療医務費等を計上する。

※慢性的な疾病を抱える児童などへの支援に係る事業については、難病対策を担当する健康局へ移管する。

3 未熟児養育医療等

3,703百万円 → 3,750百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

4 研究事業の充実（健やか次世代育成総合研究事業及び成育疾患克服等総合研究事業）

606百万円 → 725百万円

【一部推進枠172百万円】

子どもの健全育成のため保健・医療・福祉分野の社会的課題に対応する政策提言型の基盤的研究を実施するとともに、健康・医療戦略における新たな医療分野の研究開発の推進の一つとして、社会的に対策が求められる成育疾患の病態解明や治療法開発を目指す研究を実施する。

5 その他

220百万円 → 268百万円

上記施策の他、先天性代謝異常児等に罹患している児童に対する特殊ミルク供給事業や母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。

妊娠・出産包括支援事業の拡充について

平成28年度要求額: 24億円【うち推進枠: 11億円】
(平成27年度予算: 17億円)

要求要旨

妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の全国展開に向けた拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する必要がある。 ※子育て世代包括支援センターについては、内閣府予算において要求

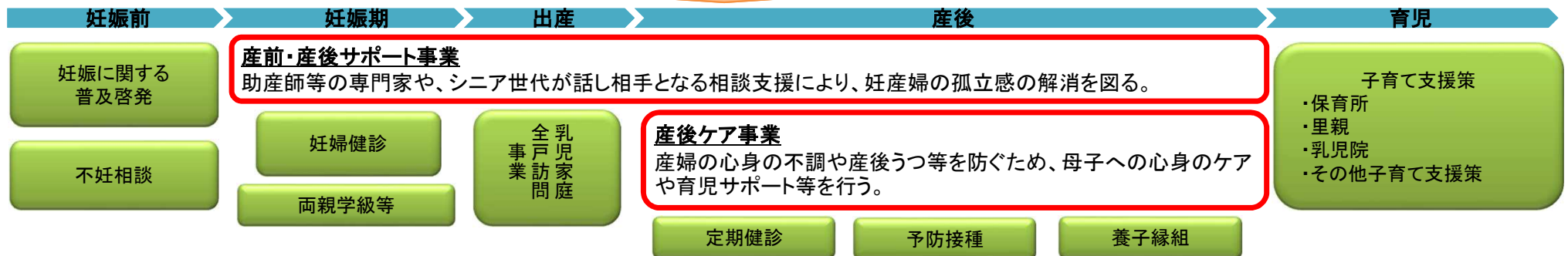
また、本取組は、妊産婦の孤立感や不安感の解消を図ることを目的としており、妊娠期からの切れ目ない支援による児童虐待の発生予防に資するものである。

事業概要

子育て世代包括支援センター

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援の実施
- 保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定

【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



要求内容

○要求内容 実施市町村数の増

	【27年度予算】		【28年度要求】
① 産前・産後サポート事業	80市町村	→	160市町村
② 産後ケア事業	80市町村	→	160市町村
③ 妊娠・出産包括支援緊急整備事業	52市町村	→	60市町村
④ 妊娠・出産包括支援推進事業	47都道府県	→	47都道府県

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦
- 給付の内容 1回15万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円）、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない
※ 平成26年度～ 40歳未満の方で新規に助成を受ける場合
→年間助成回数、通算助成期間の限度を廃止し、通算助成回数6回まで
※ 平成28年度～ 助成対象年齢を43歳未満の方（40歳以上の方は通算助成回数3回まで）
- 所得制限 730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市（全都道府県・指定都市・中核市において既に開始済み）
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

2. 沿革

- 平成16年度創設 支給期間2年間として制度開始
- 平成18年度 支給期間2年間に5年間に延長
- 平成19年度 給付金額を1年度あたり1回10万円、2回までに増額、所得制限額を（650万円→730万円）引き上げ
- 平成21年度補正予算 給付額10万円→15万円
- 平成22年度予算 給付額15万円を継続
- 平成23年度予算 1年度目を年3回に拡充
- 平成25年度予算 凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）
- 平成25年度補正予算 一部助成対象範囲を見直し、安心こども基金により実施
- 平成27年度予算 安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上

3. 支給実績

平成16年度	17,657件
平成17年度	25,987件
平成18年度	31,048件
平成19年度	60,536件
平成20年度	72,029件
平成21年度	84,395件
平成22年度	96,458件
平成23年度	112,642件
平成24年度	134,943件
平成25年度	148,659件

小児慢性特定疾病の医療費助成の概要

- 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

医療費助成の概要

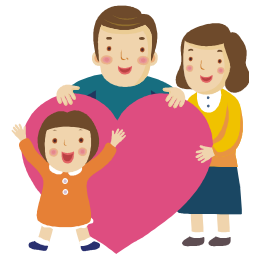
○ 対象者の要件

・小児慢性特定疾病(※)にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度であること。
※①慢性に経過する疾病であること ②生命を長期に脅かす疾病であること ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。

・18歳未満の児童等であること。(ただし、18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。)

- 自己負担
- 実施主体
- 国庫負担率
- 根拠条文

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。
都道府県・指定都市・中核市
1/2(都道府県・指定都市・中核市1/2)
児童福祉法第19条の2、第53条



対象疾患群

- ① 悪性新生物
- ② 慢性腎疾患
- ③ 慢性呼吸器疾患
- ④ 慢性心疾患
- ⑤ 内分泌疾患
- ⑥ 膠原病
- ⑦ 糖尿病
- ⑧ 先天性代謝異常
- ⑨ 血液疾患
- ⑩ 免疫疾患
- ⑪ 神経・筋疾患
- ⑫ 慢性消化器疾患
- ⑬ 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- ⑭ 皮膚疾患

対象疾病・対象者

- ・対象疾病数：704疾病（14疾患群）
- ・約15万人（平成27年度推計）

予算額

- ・平成27年度予算額：16,241百万円
- ・平成28年度要求額：16,474百万円（+233百万円）

小児慢性特定疾病児童自立支援事業

【事業の目的・内容】

幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【国庫負担率】 1/2(都道府県・指定都市・中核市1/2)

【根拠条文】 児童福祉法第19条の22、第53条

【予算額】 平成27年度予算額：927百万円 → 平成28年度要求額：925百万円（▲2百万円）

＜必須事業＞(第19条の22第1項)

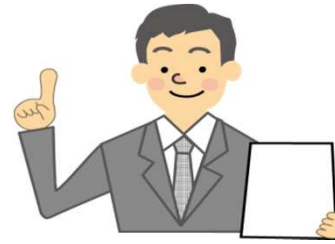
相談支援事業



＜相談支援例＞

- ・自立に向けた相談支援
- ・療育相談指導
- ・巡回相談
- ・ピアカウンセリング 等

小児慢性特定疾病児童自立支援員



＜支援例＞

- ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
- ・患児個人に対し、地域における各種支援策の活用の提案 等

＜任意事業＞(第19条の22第2項)

療養生活支援事業



ex
・レスパイト
【第19条の22第2項第1号】

相互交流支援事業



ex
・患児同士の交流
・ワークショップの開催 等
【第19条の22第2項第2号】

就職支援事業



ex
・職場体験
・就労相談会 等
【第19条の22第2項第3号】

介護者支援事業



ex
・通院の付き添い支援
・患児のきょうだいへの支援 等
【第19条の22第2項第4号】

その他の自立支援事業



ex
・学習支援
・身体づくり支援 等
【第19条の第22項第5号】